

京都市告示第 97 号

京都市無鄰菴等条例第4条ただし書の規定に基づき、旧三井家下鴨別邸について次のとおり臨時休館します。

平成30年5月14日

京都市長 門川 大作

臨時に休館する日

平成30年5月15日（火）10：00～13：00

ただし、市内交通規制の順延等により上記の日時において休館する必要がない場合は、翌日の同時刻を臨時休館とする。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）